

令和2年3月6日（令和元年(2019年)度第33号）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局



全国保育士会委員ニュース

〔本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。〕

〒100-8980
千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<http://www.z-hoikushikai.com>

＜ニュースの内容＞

- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）（厚生労働省）
- 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について（令和2年2月28日）（厚生労働省）
- 「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について（令和2年3月2日）（厚生労働省）

◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日）（厚生労働省）

令和2年3月5日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市保育担当部（局）宛てに、事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日）」が発出されました。

この事務連絡は、これまで問い合わせの多かった質問についてQ&Aにとりまとめられたものです。

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A

（保育所の開園関係）

問1 学校は一斉休校するのに、なぜ保育所等はしないのか。

○ 保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みがないなど学校とは異なる

ものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしております。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園 が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところです。

問 2 保育所において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

- 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和 2 年 2 月 25 日付事務連絡）」で示しているところです。
- 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、
 - ・現時点での休園予定期間
 - ・休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼）
 - ・代替保育の紹介
 - ・保育料や給食費等の取扱い
 - ・今後の連絡先や相談窓口などについて情報提供及び要請を行ってください。
- 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従う、施設の消毒を行ってください。
- 感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルスについて正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

問 3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

- 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に對し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間を目安としております。

(保育士が不足した場合の対応)

問 4 小学校の休校により、その保護者である保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日付事務連絡）」に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱いいただくよう、お願いをしているところです。
- ただし、人員基準を長期間にわたり満たさないということは、働いている保育士等の負担が増えることや、保育の質に問題が生じることも考えられるため、例えば、休んでいる保育士等が、放課後児童クラブや、その他のサービスを受けることが出来ないか調整したり（※）、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組を御願いいたします。
- その上で、小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば小学生の子の休校のために仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分ご検討いただきたいと考えています。

（※）「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について（令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。

(衛生管理について)

問 5 新型コロナウイルス感染症を予防のために注意すべきことはあるか。

- まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。

定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

なお、保育現場においてマスク等が必要というご意見も伺っており、マスク等の需給の状況も踏まえながら、在庫の不足する保育施設等に対して、マスク等を供給するスキームについて検討を進めているところです。

『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11900000-Kyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

（登園を避けるよう要請する目安）

問 6 発熱の目安が 37.5℃とされているが、低年齢児の場合すぐに超えてしまう場合もある。必ず遵守しなければいけない基準か。

○ 「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和 2 年 2 月 17 日付事務連絡）」に基づき、登園を避けるよう要請する場合の発熱の目安を 37.5℃としているとしているところです。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。平熱が高い子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問 7 発熱や呼吸器症状が有る場合は登園を避けてもらうよう要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどのようにすべきか。

○ 新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 2 月 25 日）」でお伝えしたところです。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

（その他）

問 8 臨時休業の際に、どうしても保育が必要となる子どもの保育について、保育士による訪問の検討が挙げられていますが、こうした措置を取る際の留意点はどんなことが考えられるか。

○ 保育士の方は、子どもの居宅という環境での保育には必ずしも慣れていないことを踏まえ、保育時間や食事の提供、利用可能な場所や物品等についての確認、緊急時の対応等について留意してください。

いずれにしても、保育士の訪問による保育を行う際には、市区町村が当該保育所等と連携の上で、子どもの安全と家庭のプライバシーに十分配慮するとともに、保育士の方が安心して保育に当たることができるように取り決め事項等の整備を行った上で実施することが重要です。

◆ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する医療機関、社会福祉施設等の対応について（令和2年2月28日）（厚生労働省）

令和2年2月28日、厚生労働省より、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、民生主管部局宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する医療機関、社会福祉施設等の対応について」が発出されました。

この事務連絡は、小学校等の休業等の対応が行われる場合、それに伴い、子どもを持つ福祉分野の専門職が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定され、こうした場合においても、医療、介護、障害福祉等において必要とされるサービスが地域で適切に提供されるよう、人員確保支援や配置基準、報酬算定要件等についての取扱いを周知するものです。

保育所については、既に発出されている事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日、厚生労働省子ども家庭局保育課）」が別添32として示されています。

（全国保育士会事務局抜粋）

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する医療機関、社会福祉施設等の対応について

（前略）政府から小学校、中学校、高等学校等に対し、同年3月2日以降の臨時休業を要請したところです。今後、当該要請を踏まえて小学校等の休業等の対応が行われる場合、それに伴い、子どもを持つ医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職等の医療介護福祉分野の専門性を有する方々が子育て等を理由とした休暇の取得等を行うことが想定されます。

こうした場合においても、医療、介護、障害福祉等において必要とされるサービ

スが地域で適切に提供されるよう下記の取扱いを行うこととしたため、内容についてご了知いただくとともに、貴管内医療機関、社会福祉施設等に対する周知をお願いします。

なお、この取扱いは、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることの重要性に鑑みたものであることに御留意いただくようお願い申し上げます。

記

1. 放課後児童クラブ等における柔軟な対応による勤務可能な看護師等の安定的確保について

(略)

※全国保育士会事務局注：「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する保育所等の対応について」（令和2年2月27日 厚生労働省子ども家庭局保育課ほか連名事務連絡）【別添1】は、既に発出されています。

2. 医療機関等における人員確保支援、配置基準や報酬算定要件等について

(中略)

(9) 保育所等、児童福祉施設等の人員配置基準等の取扱いについては、次の事務連絡を参照すること。

・新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて
(令和2年2月25日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)【別添32】

(後略)

※全国保育士会事務局注：【別添32】は既報のとおりですが、改めて下記をご確認ください。

(別添32) 全国保育士会事務局抜粋

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

今般、「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合を考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、関係市区町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。

事務連絡の本文と、別添 1、別添 32 などの詳細は、下記ホームページの「15」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウィルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

令和 2 年 3 月 4 日、内閣府・文部科学省・厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局に対し、事務連絡「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ についてが発出されました。

これは、令和 2 年 2 月 27 日付で発出された「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」について、問い合わせの多かった質問について FAQ に取りまとめられたものです。

詳細は下記ホームページの「17」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウィルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 新型コロナウィルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について（令和 2 年 3 月 2 日）
(厚生労働省)

令和 2 年 3 月 2 日、厚生労働省子ども家庭局保育課により、各都道府県指定保育士養成施設主管課宛てに、事務連絡「新型コロナウィルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について」（令和 2 年 3 月 2 日）が発出されました。

この事務連絡は、新型コロナウィルス感染症の発生に伴い、指定保育士養成施設に在学中の学生の修学等に不利益が生じることがないよう、養成施設の運営等についての取扱いを示したものです。保育所等に関する内容は、下記をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について

1. 養成施設の運営に係る取扱い

(中略)

(3) 養成施設にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方針によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

2. 保育士資格に係る取扱い

(1) 今般の新型コロナウイルス感染症の対応により実習中止、休講等が生じ、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する実習中止、休講等の対応を受けた学生は、他の学生より修業が遅れることが想定される。こうした場合であっても、当該養成施設において必要な単位もしくは時間を履修し卒業した者については、従来どおり、保育士となる資格を有すると認められること。

(3) (1) 及び (2) の取扱いは、養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、養成施設にあっては、時間割の変更、補講授業、インターネット等を活用した学修、レポート課題の実施等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をお願いしたいこと。

詳細は下記ホームページの「16」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html